

最高裁秘書第510号

平成30年2月13日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書不開示通知書

1月12日付け（同月15日受付，最高裁秘書第143号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

裁判所における所持品検査の根拠となっている最高裁判所規程（条文中に「所持品検査」という文言を含むもの。）

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。